

旧「三重県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質 総量削減計画」の概要について

1 計画の位置付け

(1) 根拠法令

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号。以下「自動車NO_x・PM法」）

(2) 計画で定めるべき事項

- ・自動車NO_x・PM法対策地域において事業活動等に伴って発生し、大気中に排出される窒素酸化物や浮遊粒子状物質の総量、環境基準達成のための削減目標量、及び計画の達成の期間及びその方途
- ・自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する基本方針（以下、「方針」）に基づき定める。

(3) 協議会

この計画に定められるべき事項について調査審議するため、都道府県知事、都道府県公安委員会、関係市町村（特別区を含む。）、関係地方行政機関及び関係道路管理者を含む者で組織される協議会を置く。

(4) 策定目的

自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の削減のため、県民、事業者、市町、県、国の緊密な協力の下で目標達成に向けた対策を推進する。

2 現行計画の基本的事項

- (1) 名称 三重県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画
(以下、「計画」)
- (2) 計画期間 平成15年度～平成22年度
- (3) 計画の目標

総量の区分		窒素酸化物排出量 (t/年)	粒子状物質排出量 (t/年)
平成9年度 (現状)	①対策地域内における事業活動その他の人の活動に伴って発生し、大気中に排出される総量 [1号総量]	18,325	10,013
	②①のうちの自動車排出総量 [2号総量]	5,199	770
平成17年度 (中間目標)	③⑤の達成に向け平成17年度までに達成すべき総量	15,214	9,193
	④③のうちの自動車排出総量	2,384	202
平成22年度 (目標年度)	⑤対策地域内において、大気環境基準を達成するため、事業活動その他の人の活動に伴って発生し、大気中に排出できる総量 [3号総量]	14,342	9,068
	⑥⑤のうちの自動車排出総量 [4号総量]	1,741	104

(4) 計画の達成のための方途

- ・自動車単体対策の強化、車種規制の実施等、国の規制を中心とした施策
- ・低公害車の普及促進のための支援
- ・交通需要の調整や低減、交通流対策の推進
- ・普及啓発活動の推進等

(5) 計画の進行管理について

計画に掲げている施策の進捗状況や効果等を把握し、環境白書においてその実施状況を公表し、必要に応じ、その後の施策の在り方を見直す。

県は、自動車排出窒素酸化物等の算定や施策の進捗状況を把握し、三重県自動車排出窒素酸化物等総量削減計画策定協議会において評価・検証を行う。